

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する通知書

令和 年 月 日

倉敷市水道事業管理者 あて

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を次のとおり通知します。

工事名	
☐ 主要な資機材の供給の不足もしくは遅延又は資機材の価格の高騰 ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰	
(自由記述欄) 発生するおそれのある事象、事象の状況の把握のため必要な情報の入手先、その他連絡事項について記入してください。	

注1 天災その他自然的又は人為的な事象による、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものに限る。

注2 事象の状況の把握のため必要な情報の入手先については、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとし、一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除くこと。

注3 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、倉敷市水道局工事請負契約約款等の規定に基づき対応を行う。

注4 本通知書を提出していない場合であっても、倉敷市水道局工事請負契約約款等の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

